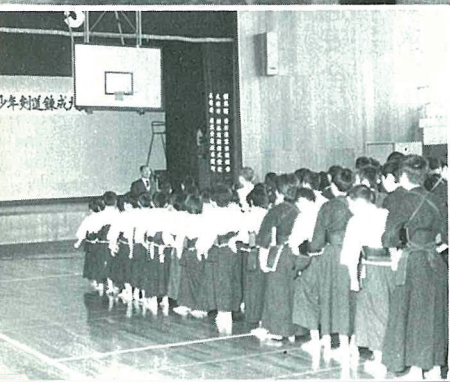




第5回町内少年剣道錬成大会

(外の寒気を吹きとばすように、気合するどく熱戦が繰り広げられました——関連記事……15ページに掲載)



人口と世帯

	前月比
世帯数	1,452 (+1)
人口	5,902 ()
男	2,947 (+5)
女	2,955 (-5)

昭和57年2月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

おもな内容

- 2～3……子供たちを交通事故から守ろう
駐在所・防犯だより
- 4～7……沿岸漁業資金制度のあらまし
- 8……国民健康保険特集
- 9……あなたと保健室
- 10……誌上博物館(海に生きる)
- 11……社会教育の話題
- 12～14……暮らしのお知らせ
- 15……町民のひろば
- 16……戸籍のうごき

子供たちを交通事故から守ろう



春の交通安全
道民総ぐるみ運動
4月6日
から4月15日

新学期は、子供の交通事故が心配される時期です。特に行動範囲がグッと広がったり、慣れた通学・新たに自動車を利用し始めたりする新入学(園)児については、これまで以上に十分な注意が必要です。

子供の行動特性を知ろう

道路にいきなり飛び出してくる子供にハッとさせられることがよくありますが、子供は時として大人が想像もつかないような行動をとります。事故につながることも少なくありません。子供を交通事故から守っていくためには、まず、次のような子供の特性を十分理解す

- 必要があります。
- 子供は、一つのことに注意が向くと、周りのものは目に入らなくなる。
- 子供は、大人や年上の子のまねをする。
- 子供の視点は大人よりも低い。駐車中の車などがある場合、大人には先を見とおせても、子供には見えないことがある。
- 子供は、「あぶないよ」とか「注

交通安全ひとくちメモ

交通安全は家庭から

- ハンドルをにぎったら必ず守ろう
- 安全運転のポイント(五則)を守る。
- 安全速度を必ず守る。
- カーブの手前でスピードを落とす。
- 交差点では必ず安全を確認かめる。
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
- 飲酒運転は絶対にしない。
- ※ シートベルトを着用を!
- ※ 自動車発進時の左右・前後の確認を!

実例をあげ具体的な指導を

- 意しなさい」というような抽象的な言葉だけではよく理解できない。具体的な行動を通じて理解させる必要がある。
- 子供は、物事を単純にしか理解できず、考え方も自己中心的になりがち。手をあげれば、車は必ず止まってくれるものと思込みがちである。
- 子供は、応用的な動作ができない。いつも通る道では交通ルールは守れるが、知らない道では守れない。
- 交通安全を防止するには、子供の特性を理解した上で、次のことを身につけさせましょう。
- 車道の横断は、止まる・見る・待つを習慣づける。
- 道路に急にとび出さないよう、繰り返かえし言い聞かせる。
- 家を出る時間は早めに、忘れものがないよう確かめさせる。
- 雨の日の服装や雨具は、黄色などの目立ちやすいものを。
- 危ないと思ったら、よその子でも必ず声をかけ注意する。

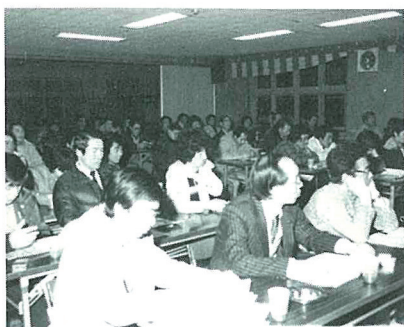


あなたは加入しましたか

ひと月一人30円

町民交通傷害保険に加入しよう!!

- ◎ 死亡80万円、けが5千~50万円の保障
- ◎ いつでも加入でき、手続きしたその時から資格が得られます。
- ◎ 住民課広報交通安全係、仙法志支所で受付けています。早目に加入手続きを



昭和57年度 免許更新時講習日程のお知らせ

昭和57年度利尻町において実施する免許更新時講習の日程が次のとおり決まりました。

この免許更新時講習は、免許を更新する際、必ず必要なことで、これを受けてない方は免許証を受け取ることが出来ない場合があります。又、この免許更新時講習は一回受けると一年間有効となりますので該当される方は、早目に



駐在所だより

一、春の交通安全運動

四月六日～四月十五日
までの一〇日間

○歩行者・特にこどもの交通事故防止

○自転車及び原動機付自転車の安全利用の促進

二、新入学児童を事故から守ろう。

○無防運転の防止
新・一年生四七人が入学致しました。

三、水難事故に注意しましょう。

本格的な漁シーズンに入り、ました。水難事故を起こさない様にしましょう。

防犯だより

雪が解け、春らしくなってきましたが、この時期は「空き巣」や「しのびこみ」の犯罪が多く気を付けましょう。

●ちよつとの留守でも、必ず戸締りをしましょう。

●自動車から離れるときは、必ずエンジンキーを抜きドアロックを

●夜間、無人となる会社、事務所等には現金を置かないように、

●暴力には、泣き寝入りしたり、見過すことなく、すぐ警察に通報しましょう。

利尻町防犯協会

受講されますようお知らせします。尚、開催日については、その都度、ポスター等でご案内します。

■開催日

- ① 5月24日
- ② 8月25日
- ③ 11月24日
- ④ 2月22日

■開催場所

- ◎5・8・2月 保健福祉館
- ◎11月 仙法志公民館

(香形交通安全協会)

母と子の対話

仕事を持つ母親

子供が他人に迷惑をかけたたり、非行に走ったりすると「親の顔が見たい」「親が悪い」などという人がいます。まして母親が勤めに出ていようものなら、母親への風当たりはなおさら強まります。

家事以外に仕事を持つ母親が増え、母親との「接触」の機会が少ない子供が多くなっています。保育所や学校からもどつても、母親に迎えられない子供たちがそうです。

こういう子供たちは交

通事故にあつたり、非行に走るケースが多い——という人もいます。うですが一般的にいって、身の回りのことは自分でできる、留守番もきちんとするとといった、頼もし子供がほぐが多いようです。ただ、表面的にはしっかりした子供でも、内部には不安や不満がよどんでいることがあります。

子供と共通の場を

ですから子供を放任しておくのではなく、ふだんから子供の話をよく聞いてやるとともに、休日など仕事のない日にはできるだけ子供との接触を心がけるようにしたいものです。また、子供が家に戻ったところに必ず電話をするなど、連絡を密にして子供の不安や不満をとり除いてやりましょう。

しかし、子供と顔を合わせる時間が少ないからといって、根掘り葉掘り子供を質問責めにしたり、また、毎日寂しい思いをさせているのだからと、おもちゃやお金をむやみに与え過ぎるのも考えものです。

母親が仕事を持っているという点では、共働きの家庭や父親のいない家庭に限らず、漁業や商業を営む家庭などの場合も同様で、特別なことではないといえるでしょう。ですから、ことさらに改まらう。『対話の場』などと神経質になるよりも、いっしょに食事だけ家族そろってとるとか、顔が合わせられないときはノートで連絡を取り合うなど自然なかたちで子供と『共通の場』を持つようにしましょう。

沿岸漁業資金制度のあらまし

1 漁業近代化資金

目 的

この資金制度は漁業者に対し、水産業協同組合、農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融資を円滑にするために、国が道の行う利子補給等の措置に対し助成し、漁業者の資本装備の高度化を図り、経営の近代化に役立せようとする制度で、町でも別表により利子補給を行っております。

参考までですが、昭和56年中（1月～12月）の近代化資金を利用した方は124件で貸出資金額は75,470千円で本年末の融資残高は225,310千円となっております。

また、資金の種類及び貸付限度額等については別表のとおりです。

漁業近代化資金（利子補給）関係一覧表（個人施設）

56年12月31日現在

資金区分	資 金 の 種 類	基 準 金 利	利子補給率		貸付利率 (末端金利)	償還期限	据置 期間	摘 要
			道	町				
1号資金	総トン数20トン未満の漁船の改造、建造又は取得に要する資金	9.0%	3%	1%	5.0%	12年	年2	
	総トン数20トン以上70トン未満の漁船の改造、建造又は取得に要する資金（農林大臣が漁業種類を指定して70トンを超えるトン数を定めたときは、そのトン数未満のもの）	9.0	2.0	1	6.0	木 船6 機器取得5	2	
特認資金	漁船取得資金	程度 10.0	—	2	8.0	金融機関が承認した期間	同左	
2号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油water供給施設、養殖池、畜養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に要する資金（1号、3号、4号資金を除く。）	9.0	3	1	5.0	12	3	
3号資金	漁場改良造成用機具、漁船用油water供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用餌料調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具又は水産物等運搬用機具の取得に要する資金	9.0	3	1	5.0	7	2	
4号資金	漁具、又は養殖いかだその他養殖施設（はえなわ式、仕切網、ひび建、浮流式のり及び小割式の養殖施設）の取得に要する資金	9.0	3	1	5.0	5	2	
5号資金	指定水産動植物の種苗の購入又は育成に要する資金	9.0	3	1	5.0	5	2	
6号資金	有線放送施設、有線送電話施設、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設又は水道施設の改良、造成又は取得に要する資金（共同利用施設に限る）	—	—	—	—	—	—	共同利用施設
7号資金	漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に要する資金、共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に要する資金	9.0	3	1	5.0	12	2	

2 沿岸漁業構造改善事業推進資金

この資金制度は昭和54年度地域指定を受けた地域沿岸漁業構造改善事業に係る単独融資事業で昭和56年度利尻町の貸付資金額は41,560千円となっております。

尚、昭和57年度利尻町の融資枠は70,400千円となっております。

単 独 融 資 事 業

融資の対象となる事業	<p>「第2次沿岸漁業構造改善促進対策要綱」(昭和45年12月12日45水漁第8089号、農林事務次官通達)「地域沿岸漁業構造改善事業実施要領」(昭和54年6月27日、54水振第1834号農林水産事務次官通達)に定める「沿岸漁業構造改善計画」に基づく次の事業。</p> <p>1 漁 船……総トン数20トン未満の漁船(船体・機関・ぎ装)の建造・取得または改造および発電機・無線機・魚群探知機・膨脹型救命筏等の総トン数20トン未満漁船用の機器の設置</p> <p>2 漁 具……漁網綱(漁網綱と一体となって漁具を構成する浮子、沈子、オッターボード等を含む)及び漁場に敷設する漁網綱以外の漁具 漁船漁業の漁具は数トン数20トン未満(複船経営にあつては、主船トン数)の漁船で営む漁業に使用するものに限る。</p> <p>3 漁場改良造成施設</p> <p>4 海面養殖施設……養殖用筏設備(つり籠および母貝を含む)・養殖池・蓄養池・養殖作業用船舶・作業場・給餌施設・処理加工施設・人工採苗施設・倉庫・運搬船等</p> <p>5 漁船漁業用施設……水産物処理加工施設・倉庫・染網施設・作業場等</p> <p>6 漁業生産環境施設……水産廃棄物処理施設・漁業近代化施設関連道・駐車施設・漁村環境改善総合センター・漁村広場施設・生活廃棄物処理施設・生活安全保護施設・情報連絡施設・簡易給水施設</p>										
融資を受ける資格	<p>沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む協業法人 指定中小漁業者</p> <p>注1 協業法人とは、漁業生産組合、合名会社、合資会社、有限会社ですが、その構成員について、沿岸漁業を営む者または、これに従事する者が過半を占めることなどの制限があります。</p> <p>注2 指定中小漁業者とは、総トン数10トン以上20トン未満(複船経営にあつては、主船トン数)の漁船を使用して漁業を営む者をいいます。</p>										
利率(年利)	3.5%										
償 還 期 間	15年以内(3年以内の据置期間を含みます)。										
融 資 限 度	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="349 1651 473 1671"><最高限度></td> <td data-bbox="514 1651 802 1671">1 融資対象事業費×0.8</td> <td data-bbox="816 1700 994 1729" rowspan="3" style="vertical-align: middle;">} いずれか低い額</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="514 1680 727 1700">2 個人 1,800万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="514 1709 727 1729">法人 3,600万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1748 473 1767"><最低限度></td> <td data-bbox="514 1748 727 1767">1件あたり 10万円</td> <td></td> </tr> </table>	<最高限度>	1 融資対象事業費×0.8	} いずれか低い額		2 個人 1,800万円		法人 3,600万円	<最低限度>	1件あたり 10万円	
<最高限度>	1 融資対象事業費×0.8	} いずれか低い額									
	2 個人 1,800万円										
	法人 3,600万円										
<最低限度>	1件あたり 10万円										

3 沿岸漁業改善資金

制 度 の 目 的

昭和54年から新しくスタートした沿岸漁業改善資金は、200海里時代における沿岸漁業振興策の一つとして、沿岸漁業者等が、操業の省力化・安全の確保、新技術の導入・習得、漁家生活の改善、漁業経営の自立等をするために必要な資金を無利子で貸し、漁業経営の健全化、生産力の増大及び福祉の向上に役立せようとする制度です。

制 度 の 内 容

1 貸付けの対象となる漁業

- (1) 10歳未満の漁船を使用し、又は漁船を使用しないで行う漁業
 - (2) 定置漁業
 - (3) 養殖漁業
- (以上の漁業を、この制度では沿岸漁業といいます。)

2 貸付けの対象者

- (1) 沿岸漁業の従事者（沿岸漁業を営む個人及び沿岸漁業に従業する者）
- (2) 沿岸漁業の従事者が組織する団体
- (3) 常時使用する従事者が20人以下の沿岸漁業を営む会社

3 資金の種類・貸付限度額等

別表のとおりです。

沿岸漁業改善資金の種類・貸付限度額等

資金の種類	貸付けの内容	貸付限度額	償還期間	据置期間	
経営等	操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置設置費用 遠隔操縦装置 〃 可変ピッチプロペラ 〃	1台 1,000 1台 500 1台 1,500	2,400	7年以内 1年以内
	漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機設置費用 ラインホーラー等揚繩機設置費用 ネットホーラー等揚繩機 〃 動力式網さばき機	1セット 800 1台 600 1台 600 1台 700	2,200	7年以内 1年以内
	補機関等駆動機器等設置資金	補機関設置費用 油圧装置 〃	1台 4,000 1台 1,000	4,000	7年以内 1年以内
改善資金	燃料油消費節減機器等設置資金	低燃費機関の設置に要する費用 定速装置の設置に要する費用		4,000	7年以内 1年以内
	新養殖技術導入資金	養殖施設設置費用 種苗購入費又は生産費用 餌料購入費用		4,000	4年以内 2年以内
	乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり設置費用 すべり止め設置費用 安全カバー装置設置費用 歩み板設置費用		500	5年以内 1年以内
救命金	救命消防設備購入資金	救命胴衣購入費用 救命浮環又は救命浮輪購入費用 信号紅炎購入費用 消火器購入費用		100	2年以内 —

	漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物横移動防止装置設置費用 甲板口コーミング設置費用 甲板口閉鎖装置費用 甲板下魚そう設置費用	300 300 300 1,000	1,000	5年以内	1年以内
	漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射器の購入又は設置費用 無線電話設置費用 音響信号設備設置費用		400	5年以内	—
	漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識購入費用	個人 → 団体、会社 →	700 1,300	5年以内	—
生活改善資金	生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便そう設備 資材購入費用 自家用給排水施設設置資材購入費用 太陽熱利用温水装置設置資材購入費用 ごみ焼却設備の設置資材購入費用		300 100 100 80	3年以内 2年以内 2年以内 2年以内	— — — —
	住居利用方式改善資金	居室の改善費用 炊事施設の改造費用 衛生施設の改造費用 家事室の改造費用		800	5年以内	—
	高齢者活動資金	機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置に要する費用 前項の機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	1 団体	800	3年以内	—
後継者等養成資金	研修教育資金	研修受講費用（旅費、教材費、視察費等）	国内研修150 国外研修500	650	3年以内 5年以内	1年以内 1年以内
	漁業経営開始資金	10歳未満の漁船を使用し、又は使用しないで行う漁業又は定置漁業の経営開始費用（漁船の建造、購入費用を除く） 養殖業漁の経営開始費用（土地の購入費用、漁船の建造、購入費用を除く）		3,200	7年以内 4年以内	1年以内 2年以内

以上沿岸漁業の資金制度について説明しましたが、融資枠等の規制もあり申込みしても借り受け出来ないこともあります。

又、申し込みについては杓形、仙法志漁協信用部にて行っておりますので申し添えます。

水産課水産係



国民健康保険 特集

■ 国保制度改善を めざして

国民皆保険体制の中で、制度的に低所得者層と老人層を多く抱えている国民健康保険事業は高齢者医療無料化と人口高齢化の加速的進行とによって、他の社会保険制度と比べてますます過重な医療費

負担を余儀なくされています。

そのため、国保の制度改善を政府及び国会に対して全国的な規模で町村長会及び関係団体等で強く要求運動を展開しています。

その要求事項のいくつかを上げてみますと、

①老人保健制度を57年度に実施を

図ること。

②高額療養費に対する国庫負担（負担率2分の1）を確立すること

③負担の均衡と公平の観点から保険税制を改革すること

④国保事業に要する事務経費を全額国庫負担すること

などでありま

国保から診療費以外にこんな給付がうけられます

■ コルセットの費用

医師の指示によりコルセットなど補装具を作った場合、実際に支払った額を限度としてその額の7割の払いもどしがあります。

■ はり・灸・マッサージの費用

治療上、効きめがあると保険医が認めた場合は、はり灸・マッサージの施術がうけられます。

その代金は全額自分で支払いとど7割の払いもどしがうけられます。

■ 付添婦をつけたときの費用

基準（完全）看護の病院以外のところへ入院した場合で、病気が特に重いか、手術のあとなどで病状を常に監視する必要がある場合又自分で身のまわりのことができない

がれないような病状の場合は、付添いとして家族がつけなくて付添婦をたのんだ場合は、医師の意見書があると基準額の7割の払いもどしがうけられます。

入院先の地域によって基準額が異なりますが、その地域の基準額の7割の給付が受けることができます。

なお、付添人が友人・親族の場合には該当しません。

■ 移送費

重い病気やケガなどで動けない病人を自動車で入院させたような場合、あるいは手術のため転院しなければならぬ場合、保険医が必要と認める証明があればその交通費の7割の払いもどしがうけられます。

■ 高額療養費

1カ月に支払った医療費が39000円を超えたら、その超えた分全額の払いもどしがうけられます。つまり、どんなに大きな病気や手術をしても1カ月39000円以上はかからないことになりま

す。しかし、これには次のような条件があります。

① 1日から月末までの診療について1カ月と計算します。

② 医療機関（病院・診療所）ごとに計算します。

同じ病院でも内科と歯科にか

かる場合、又は総合病院の各診療科は別々の病院とみなして計算します。ただし、総合病院の入院患者が他科の治療をうけたときは合算して計算します。（この時でも歯科だけは別です）

④ 入院と通院は同じ病院でも別々に計算します。

⑤ 保険診療の対象とならない差額ベッド代や完全看護の病院に入院した時の付添看護料又は歯科での材料差額診療など保険のきかないものは対象となりません。

■ 助産費

子どもが生まれたとき8万円が支給されます。

■ 葬祭費

家族の方が亡くなられたとき2

万円支給されます。

■ 検診料（国保以外で）

利尻町が実施している各種検診のうち次のものに助成しています。

胃腸病検診料 1500円

婦人科検診料 1500円

■ 国保で受けられないもの

1、病気でないもの

①美容のための整形

②正常な妊娠・分娩

③歯ならびの矯正

④経済的理由による人工妊娠中絶

⑤健康診断

⑥予防注射

2、犯罪行為や不行跡をおきた病気やケガ

①けんかやよっぱらったことが原因で、ケガや病気になる

りケガをしたとき。

②自分でわざとした行動、あるいは犯罪行為で病気になる

りケガをしたとき。

※これからも日常の健康管理に注意を払い、快適な日々をお過ごし下さい。

（民生課保健係）

あなたと保健室

結核は過去の病気か？

今年は4月に結核の検診車が、利尻に來ます。毎年皆さんが受けていらっしゃる結核検診の必要性を考えてみましょう。

結核は伝染病である

この事は、皆さんが一番良く知っている事ですが、反面、一番忘れられている事でもあります。昔は、結核も遺伝病とか、体質病と考えられていた時もあったので



す。しかし、コッホによる結核菌の発見によって伝染病である事が証明されました。

結核は人類が生まれて間もなくからあった病気かも知れないのです。とにかく、紀元前のギリシャ時代には、すでに伝染する病気と考えられていたくらいなのです。そして現在に至るまで死滅する事なく、人から人へ、空気中に菌を散らしながら生きています。

今は、結核の患者さんが少なくなってきましたので、皆さんの心の中では、伝染する病気という気持ちが薄れてきているように感じます。

利尻町の結核患者

では、伝染源となる結核の患者さんは、利尻には居ないのでしょ

うか。実は、昭和53年迄結核で亡くなる人が居たのです。そして、この年迄治療を受けていた人は26〜30名位でした。その後、新しく結核にかかる人は年5〜6名、治療を

受けている人は年々少なくなり、年6〜10名になりました。

だから結核が軽い状態で見つかるようになったのは、本当にここ2〜3年の話ですし、治療中の患者さんが少なくなつたのも、ここ2〜3年の話なのです。

また、この患者さん達は、結核菌を自分の外に出していませんから治療を受けていけば、人にうつす事はありません。でも、この患者さんは、菌を出している人からもらったと考えられますから、利尻町では菌を出して、治療を受けていない人がいるという事なのです。

こう考えると、利尻町においての結核は過去の病気ではなく、今必死の思いで見つけ出さなくてはならない病気と言えるでしょう。

私達に出来る事は何か

①結核検診を受ける事

毎年春に地区を回って受けていただいています。これを受けこなつた場合、秋に個人宛に通知が行き、受けていただくようになります。

この2回の時期をのがしてしま

う人が毎年200〜300名います。

たぶん、この人達の中に、菌を出す状態の人が居ると思われれます。毎年受けていない人は、ぜひ、今年を受けて下さい。

②4歳未満の子供にはBCGを。

4歳迄待っていると、結核菌が身体に入っている事が多いので、出来るだけ、1歳位迄の間に受けさせるように、お母さんは注意して下さい。

今年は、他の予防接種と時期が重ならないように7月に組みましたので、ぜひ時期を逃がさないようにして下さい。

③結核と診断されたら決められた治療を受けましょう。

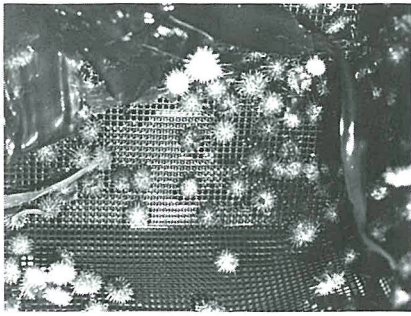
これは、言うまでもない事です。が、治療中断とか、薬をきちんと飲まない人がいます。早期に治療がきちんとできれば、一年位の治療期間で済む事が多いのです。

中途半端な治療を受けて、二年、三年と長びかせ、身体を自分自身で悪化させないようにしましょう。

誌 上 博 物 館 二 二 二

海に生きる
八、明日の海と人 (三)

自然である海には、さまざまな海洋生物資源、鉱物資源、エネルギー資源等が包蔵されており、このうち、生物資源はみずから再生産する能力をそなえており、この仕組みを理解し、働きかけていくことが、人々の海に依存するための基本的なことがらになることは前月号で紹介いたしました。



一うにの人工採苗による中間育成一

そこで、今回は利尻でおこなわれている人々の海への働きかけの行為にはどのようなものがあるのかを紹介いたします。

利尻町新総合振興計画(一九八〇 利尻町)のなかの水産業の振興の主要施策では、(1)栽培漁業の振興、(2)漁船漁業の振興、(3)流通改善と水産加工体制の確立、(4)漁業後継者対策、(5)環境整備と福利厚生、(6)海難の防止と以上の6項目が掲げられています。

このうち、(1)栽培漁業の振興では、①根付漁業(こんぶ)、②根付漁業(うに)、③根付漁業(あわび)のそれぞれ3項目の施策があらわされており、それらについて以下に要約してみました。

① こんぶ

こんぶ漁業は、漁家経済に与える影響が大きく、過去14年間の生産量をみると、昭和42年の191トンがもっとも多く、同49年の47トンがもっとも少ない。この間4〜5年周期の豊凶が繰り返されているが、最近では極度に減産の一途にある。このことは、もちろん資源減少を意味している。

この減少の原因については、海流や気象等の自然条件の変化が要因であると考えられている。このような状況から、こんぶ資源の増大を目指し、チェーン振りに、人工採苗の胞子散布による着生面積の拡大を実施・計画されている。また、養殖こんぶは、試験研究から十数年の時期を経て、十分な成果を得ている。しかし、一去年からみられたヒドロゾアの大発生は、今後、養殖業者の増加と係留施設の増設整備を行って生産拡大を図る将来計画を実施していくにあたっての大きな課題となった。

② うに

こんぶと並び重要な水産資源であり、最近では利尻町の根付漁業生産高のうちもっとも高く、漁家経済の安定に果たす役割には大きなものがある。

うにの増殖施設は、現在、栽培漁業センターがあるが、今後、自然海岸の利用、離岸堤等を利用する幼稚仔沈着場所の設置、人工採苗及び天然採苗による中間育成施設などの整備が必要とされる。また、資源の確保と増殖を図るためには、漁場の適切な維持管理が

この減少の原因については、海流や気象等の自然条件の変化が要因であると考えられている。

このような状況から、こんぶ資源の増大を目指し、チェーン振りに、人工採苗の胞子散布による着生面積の拡大を実施・計画されている。また、養殖こんぶは、試験研究から十数年の時期を経て、十分な成果を得ている。しかし、一去年からみられたヒドロゾアの大発生は、今後、養殖業者の増加と係留施設の増設整備を行って生産拡大を図る将来計画を実施していくにあたっての大きな課題となった。

③ あわび

あわび漁について、過去20年間の生産量は、昭和37年と同47年の26トンがもっとも多いが他町と比較してみると、その生産量は極めて低い。

現在は、資源減少から禁漁を続けているが、一方で昭和33年頃から現在に至るまで、毎年、あわびの稚貝放流をおこなっている。しかしながら、その成果については決して良好であるとはいえない。考えられる原因としては、稚貝の産地から利尻に至るまでの輸送の問題、放流漁場や漁場管理などの問題があげられている。

今後は、これらの問題をふまえて十分な調査を進め、今までの稚貝放流の方法を再検討するとともに、人工採苗による中間育成、稚貝の大量放流などが考慮されなければならない。さらに、隔年禁漁やヒト駆除、採取時の殺菌の自主規制等が必要とされる。

このように、根付漁業において資源の増大を図り、漁家経済の安定を目指し、町の水産振興のために、さまざまな計画、施策がなされています。これらも、現在における人々の海への働きかけですが、やはり、自然の原理、すなわち、海の特性を十分に理解されながらおこなわれなければなりません。今回は、利尻の海(一)をお送りします。

博物館からの
お知らせ

◎古時計を集めています。

博物館では、6月10日の記念日にちなみ、6月の1カ月間、古時計展を計画しています。古い柱時計や置時計をおもちの方、教育委員会か博物館までご連絡下さい。

◎沓形小学校、蘭泊小学校の卒業生の写真を集めています。

博物館では、毎年7月と8月の2カ月間、特別展示を実施していますが、今年は、沓形小学校、蘭泊小学校の卒業生の写真展を計画しています。写真をおもちの方、どうぞご連絡下さい。



去る三月三日、町民センターにおいて「文化講演会」が開催されました。

北海道社会教育研究会々長、松本達雄先生による「現代生活と生活設計」をテーマにした講演の中で「人間が一生を通して、どのようにし

文化講演会

て暮らしに生きがいを求めていったらよいのか、それには今から自分自身の生活設計を考えておかなければならないと述べられ、この日、婦人を中心に参加した町民約一〇〇名は、熱心に聞き入り自分の今後の生活方針を勉強していました

去る二月二十六日、町民センターにおいて、「家庭教育講演会」が開催されました。

これは、子どもを持つ親や一般町民が一人でも多く参加して、青少年の健全育成など「現代

家庭教育講演会

の課題」について考えることを目的に開かれたもので、この日、婦人を中心に町民約一二〇名が集まり、宗谷教育局指導課長山柿三天先生の『子どもの成長と家庭教育』をテーマにした講演を熱心に聞き入り勉強していました。

社会教育の話題

去る二月十九日町民センターに婦人七十名が参加して、第二回利尻町婦人団体リーダー研修会が開催されました。この研修会は、婦人のリーダーとしての知識の習得を図り単位婦人団体活動の活性化に役立てることを目的に

第2回利尻町 婦人団体リーダー研修会

開かれたもので、午前中は討議で『単位婦人会活動のあり方』について、三グループに分かれて意見の交換、午後はレクリエーションと講話。講話は「婦人と母の立場・妻の立場・そして女性」をテーマに宗谷教育局竹田正二先生が婦人が母がとるべき道を説き、熱心に勉強していました。

仙法志小学校（四年生から六年生まで四十二人）で、去る二月十九日の『わたしたちの時間』で、お手玉や網キュリ（あみの修理）について学習しました。

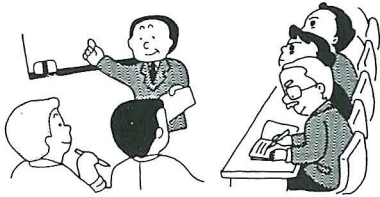
仙法志小学校生徒

「昔」のものを学ぶ

ないため、わたしたちの時間で昔の遊びやおじいちゃんおとうさんの仕事を学ぶことにしたもので、男子十九人は学校で地元のおじいちゃん・お父さんから網キュリの方法について、女子二十三人は寿の家でおばあちゃんたちからお手玉の遊びかた、歌などを教わったものです。



巡回職業相談のお知らせ



雇用保険
資格決定及び職業相談紹介を
次のとおり行いますので、該当
者は必ず受けてください



仙法志地区

■日 時

- 4月12日
午後1時～午後5時
- 4月13日
午前9時～正后

■場所→公民館

沓形地区

■日 時

- 4月13日
午後1時～午後5時
- 4月14日
午後9時～11時

■場所→保健福祉館

東 利 尻 町

■鬼脇地区

- 3月19日午後1時～5時
- 3月20日午後9時～正后
- 鬼脇公民館

■鴛泊地区

- 3月20日午後1時～5時
- 3月21日午前9時～11時
- 鴛泊開発センター

※鬼脇、鴛泊地区でも受けられます。

■納め忘れの保険料は今月中に
国民年金に加入のみなさん、保険料の納め忘れはありませんか。今月は昭和五十六年度分の保険料(昨年の四月から今年三月分まで)の最終納期となっていますので、納め忘れがないか、いまだ一度お手もとの納付書(額収書)をお確かめください。
国民年金に加入していても、保険料を納期限までに納めませんと、不測の事故にあったときの障害年金や母子年金が受けられないとか、納め忘れが長期間にわたると、老後のための老齢年金も受けること

■四月からの保険料は前納できます

国民年金の保険料は、四月分から翌年の三月分までを一括して前納できます。
こうすると、毎月ごとに納める手数もはぶけます。また、保険料も、分納なら年に、六二、六四〇円ですが、前納すると六一、一三〇円と、一、五一〇円の割引きがあります。

もし、分からないことがありましたら、役場民生課国民年金係または仙法志支所へお問い合わせ下さい。
(民生課国民年金係)



年金 だより

ができなくなる可能性があります。このようなことになってから後悔することのないように、保険料は日頃から納期限までに必ず納めるという心構えを持つことが大切です。

無年金者にならないためには!

これだけは必ず守って下さい!!



- 保険料の滞納はしないこと。
- 生活が苦しくて、保険料を納めることが困難なときは必ず免除の手続きをとること。
- 厚生年金など他の年金制度に加入した時や、やめたりした時は必ず届出すること。

建築物の確認申請について

(建設課)

利尻町には、建築基準法に定められている区域があります。

次の区域内に、建築物を新築、増築、改築、移転する場合には、事前に建築主事の確認を受けなければなりません。

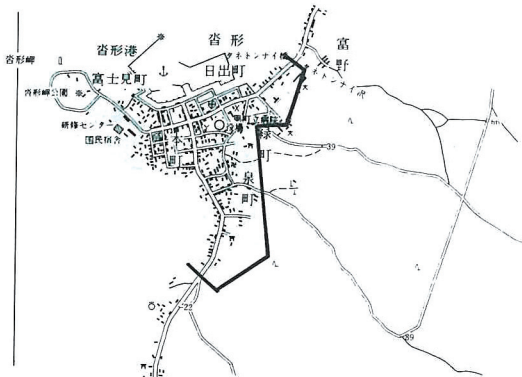
工事に着手する前に施工業者または役場とご相談下さい。

■確認を必要とする区域

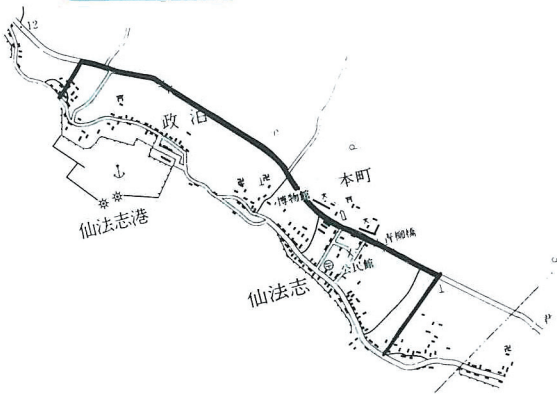
◎沓形地区……泉町の一部、本町、緑町、富士見町、日出町の全域
(泉町元山林主事官～市街～タネトンナイ橋)

◎仙法志地区…本町全域、政治一部
(本町・元村境界(診療所)～政治開発事務所)

沓形地区

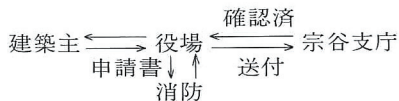


仙法志地区



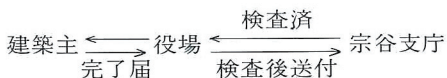
■確認申請の流れ

○着工前



確認がおけるまで、10日間前後かかるので早目に提出するようにして下さい。

○完了時



■確認申請時には、次の書類を提出しなければなりません

- ①申請書(正・副各1部)
- ②建築計画概要書
- ③工事届
- ①②③役場にあります。一組 200円

- ④図面……附近見取図、配置、各階平面図、仕上表各3部、立面図、各伏図等。
- ⑤収入証紙ちよう付用紙(証紙を貼った後、割印する事)

■確認申請の注意事項

1. 無確認で建築物を建築しますと工事の中止、撤去等があり得ますので申請をし、確認を得てから工事を着工すること。
2. 事前着工のないように!
(工事着工してから確認申請を提出する方があります。この様なことのない様、充分注意し、申請は早目に行ってください)
3. 申請図面どおり建築すること。着工前に建坪、間取り等を充分検討したうえで申請を出し、後で変更する時には、再度申請を出す様にして下さい。
4. 工事現場には、必ず確認済の標示板を掲示すること。(標示板は、役場にあります。
1枚 200円)
5. 工事が完了したら、すぐ完了届を提出すること。

郵便局からのお知らせ

◎ 四月二十日は通信記念日です

郵政省では、新式郵便制度が実施された明治四年四月二十日（旧暦三月一日）を記念として、昭和九年から毎年この日を「通信記念日」と定め、記念式典のほか、郵政省の業務に顕著な貢献をされた方々及びすぐれた功労があった職員等の表彰や各種行事を行います。

今年（第四十九回）を迎えますが、これにちなんで次のような行事を行います。

○ 郵便週間

郵便事業に対する理解を深めていただくため、四月二十日から二十六日までの一週間を「郵便週間」として、「一日郵便局長」や「一日郵便外務員」として著名人などを郵便局に招待したり、郵便教室などを開催します。

○ 切手趣味週間と全日本切手展

郵便切手収集趣味の健全な普及を図るため、四月二十日から二十一日までの一週間を「切手趣味週間」とし、郵政省及び（財）全日本郵便切手普及協会・日本郵便連合の共催で、「全日本切手展」が四月二十日から二十五日まで、東

京・大手町の通信総合博物館で開催されるほか、全国各地で切手展や、記念行事が行われます。

○ ポスト愛護週間

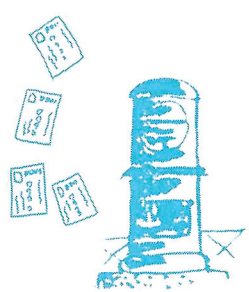
郵便ポストに親しみ、より大切に扱っていただくため、四月十四日から二十日までの一週間を「ポスト愛護週間」とし、期間中には、（財）全国郵便切手売捌協会主催、郵政省後援のもとに、同協会会員や郵便友の会員などの協力を得て、ポスト感謝祭やポスト清掃などが行われます。

○ お子さまのすこやかな成長に

お子さまの誕生、それはどんなにとってもこのうえない喜びです。それだけにこの喜びを確かなものとし、すこやかな成長を見守ってあげたいものです。

○ 郵便局の愛育郵便貯金を

郵便局では、そんな方々のため、この四月から愛育郵便貯金を発売いたします。この貯金は一定額を一定の期間にわたって預けていただきますと、利子だけをまとめてお受け取りになれる特典をもった



貯金です。いわば定額貯金の特長

を生かしたニュータイプの貯金です。七・五・三のお祝いに、入園や入学などの資金づくりに、ぜひご利用ください。（愛育郵便貯金の概要）

一、ご利用いただける方

満一年以内のお子さまとします。ただし、昭和五十七年四月から五十八年三月末までの間は、六歳未満のお子さまもご利用いただけます。

二、貯金の積立て

- (一) 積立期間 最長五年
- (二) 積立回数 最高三十回
- (三) 毎回の積立額 一万円単位
- (四) 積立コース 毎月・年二回、年一回の三コース

三、利子のお受取り

最初の預入月から二年目、四年目、六年目に、その七か月前までに預入された貯金の利子をまとめてお受け取りになります。

でんでんだより

◇ 電話移転の申し込みは早めに

三月～五月は電話の移転の多い月です。島内で移転される方や島外へ移転される方など引越しが始まってから「さて電話も……………」では、せっかくなご希望の日に間に合いません。

電話の移転申し込みは、

ご希望の日に工事ができるようお早めにお申し込み下さい。

◇ 電話用の配管をお忘れなく

家を新築、増改築するときなど、電気、ガスの配管は行いますが、電話の配管はとかく忘れがちなものです。

配管がなければせっかくのお家も柱に傷がついたり、壁づたいに線が引くようなことになりかねません。

設計プラン段階から「電話機を置きたい場所」「電話機の種類」などを考えたいだいて電話用の配管ぜひ設備願います。

詳しいことは利尻礼文電報電話局（電話二一〇〇〇番着信無料）へご相談ください。

ついでに 毎月1日は「省エネルギーの日」です

生活の点検を通して、省エネルギー時代の新しい生活を確立しよう。

歌の好きな宮田さん

NHK 道北のど自慢大会

—金賞(第二位)受賞—



「表彰状・トロフィー」を手にした宮田さん

宮田一志さん(杓形字新湊)は、NHKが企画した第二回NHK道北のど自慢大会の予選者二〇〇名の中から、一五名の決勝出場者に選ばれ去る二月十二日旭川雪まつり会場で行なわれた決勝大会において、歌(望郷酒場)が歌唱力優

秀であると認められ、金賞を受賞したものです。又、この日、会場で旭川放送局長より表彰状、トロフィーを手渡され、インタビュの中で利尻島を紹介し、利尻の観光宣伝にも一役買っていただきました。

町民のひろば

あなたの声を広報紙に

町民みなさんの日頃考えていることなど、対話の場としてご利用いただく欄を設けました。ぜひあなたのご意見、ご感想などどしどしお寄せ下さい。暮らしの話題や写真、絵などでも大歓迎です。

又、広報紙に対して、何んでも結構です日頃考えていることなどがございましたらどしどしご連絡下さい。

(広報交通安全係)



春一番

オメン・コネと気合するどく

第五回町内少年剣道錬成大会

去る三月七日、町内少年剣道錬成大会が、研修センターで開催されました。

これは、利尻町剣道スポーツ少年団連絡協議会が主催し、『利尻町防犯協会』の後援により、剣道スポーツ少年団員の健全育成をめざして毎年行われているものです。

今年で五回目を迎えたこの大会には、町内小中学生の豆剣士男・女合わせて約一〇〇名が参加して行なわれ、外の寒気を吹きとばすように、気合するどく各種目に熱戦が繰り広げられました。

次の方々が入賞しました。

去る三月七日、町内少年剣道錬成大会が、研修センターで開催されました。

今年で五回目を迎えたこの大会には、町内小中学生の豆剣士男・女合わせて約一〇〇名が参加して行なわれ、外の寒気を吹きとばすように、気合するどく各種目に熱戦が繰り広げられました。

《団体戦》

- 小学生低学年の部
 - 優勝 杓形Aチーム
 - 準優勝 仙法志チーム

●小学生高学年の部

- 第三位 新湊チーム
- 優勝 杓形Aチーム
- 準優勝 仙法志Aチーム

《個人戦》

- 小学生低学年の部
 - 優勝 石岡 忠浩
 - 準優勝 中村 亜紀
 - 第三位 西川 光一

●小学生高学年の部

- 優勝 鈴木 陽子
- 準優勝 品川はるみ
- 第三位 牧野 和裕

●中学生の部

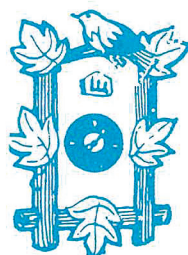
- 優勝 喜多 新一
- 準優勝 柿元 則宏
- 第三位 張間 静也

●小学生高学年の部

- 七尾 貴幸
- 優勝 田島 誠司
- 準優勝 柴田 克典
- 第三位 小島 裕
- 大窪 優美



道楽家 工藤恒夫



戸籍の

うごき

自 3月1日
至 3月31日

住民異動届を

忘れずに

おくやみ
申し上げます

ご厚意に
感謝します

このたび、次の方から愛情銀行に、金一封が預託されましたので紙上を借りてお礼申し上げます。

氏名 年齢 住所
 戸田 亀吉 七九歳 富士見町¹⁸
 大淵 エト 八二歳 日出町²²
 赤坂 文伸 七六歳 緑町²⁴
 前田 榮助 八三歳 元村²⁴
 中川 弘 八三歳 元村²⁴
 古川 卓也 三四歳 久連²⁴

仙法志字元村 前田キヨ様から
 夫榮助様の香典返しを廃して
 仙法志字元村 中川俊治様から
 父弘様の香典返しを廃して
 沓形字緑町 河野三郎様から
 妻の父赤坂文伸様の香典返しを
 廃して(利尻町社会福祉協議会)

また、修学のために寮や下宿などに居住する学生、生徒の住所はその寮や下宿などの所在地にあることになっていきます。
 異動届をまだ済ませていない方は、役場住民係、仙法志支所で転出証明書を受け、現住地で異動届の手続きを早急に済ませて下さい。

●雇用保険の認定日のお知らせ●

- 短期特例(50)受給者
四月の認定日は、一日、八日、十五日、二十二日、三十日
- 一般受給者
四月の認定日は、七日

寄附は 打ち砕け!!

政治家や候補者が、選挙区内の人に寄附などの金品を贈ることは法律で禁止されています。

また有権者が政治家などから金品を受け取ったり、求めたりすることも禁止されています。

「きれいな選挙」実現のために日頃からルールを守りましょう。

利尻町選挙管理委員会、利尻町明るい選挙推進協議会